

大阪市告示第781号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年5月31日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

関西スーパー長居店

大阪市住吉区长居東四丁目1番 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エクセルビル 代表取締役 高田 忠男

大阪市住吉区荻田五丁目15番17号

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
隔地駐車場（タナカパーキング）	29台

(変更後)

位置	収容台数
隔地駐車場①（タイムズ長居東第7）	6 台
隔地駐車場②（タイムズ長居第5）	
隔地駐車場③（タイムズJR長居第4丁目）	
隔地駐車場④（タイムズ長居駅前第8）	

隔地駐車場⑤（タイムズ長居駅前第10）	
隔地駐車場⑥（タイムズJR長居駅南）	
隔地駐車場⑦（タイムズ長居駅前第5）	

②大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）

駐車場	出入口の数及び位置
隔地駐車場（タナカパーキング）	出入口 1 箇所 （隔地駐車場敷地北側）

（変更後）

駐車場	出入口の数及び位置
隔地駐車場①（タイムズ長居東第7）	出入口 1 箇所 （隔地駐車場①敷地西側）
隔地駐車場②（タイムズ長居第5）	出入口 1 箇所 （隔地駐車場②敷地西側）
隔地駐車場③（タイムズJR長居第4丁目）	入口専用 1 箇所 （隔地駐車場③敷地西側） 出口専用 1 箇所 （隔地駐車場③敷地西側）
隔地駐車場④（タイムズ長居駅前第8）	出入口 1 箇所 （隔地駐車場④敷地北側）
隔地駐車場⑤（タイムズ長居駅前第10）	出入口 1 箇所 （隔地駐車場⑤敷地西側）
隔地駐車場⑥（タイムズJR長居駅南）	出入口 1 箇所 （隔地駐車場⑥敷地西側）
隔地駐車場⑦（タイムズ長居駅前第5）	出入口 1 箇所

	(隔地駐車場⑦敷地西側)
合計	8箇所

(4) 変更年月日

令和7年1月17日

2 届出年月日

令和6年5月16日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T C ビル O' s 棟南館4階

(2) 期間

令和6年5月31日(金)から令和6年9月30日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年9月30日(月)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)